

証券コード 6074
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
株式会社ジェイエスエス
代表取締役社長 藤木 孝夫

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.jss-group.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジェイエスエス」又は「コード」に当社証券コード「6074」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島四丁目3番51号
Nakanoshima Qross R&D センター 1F
コングレスクエア大阪中之島
Square323
(前回と開催場所が異なりますのでご注意ください。)

3. 目的事項
報告事項
1. 第50期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社は、2024年5月31日を取得日として株式会社ワカヤマアスレティックスを連結子会社化し、当連結会計年度より連結計算書類作成会社に移行いたしました。従いまして、前連結会計年度の計算書類を作成しておりませんので、これらとの比較分析は行っておりません。

当連結会計年度における我が国の経済は、原材料価格やエネルギー価格の高止まり、為替変動などの外部環境の影響を受けながらも、個人消費やインバウンド需要の回復が下支えとなり、緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、消費者の節約志向の高まりや価格競争の激化等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループは「水を通じて健康づくりに貢献する」という経営理念のもと、より多くの人に心と体の元気を届けるべく、ベビーからシニアまで幅広い層の健康促進に取り組んでまいりました。

子供会員集客の施策では、新規獲得を目的とした、従来から特典内容を充実させた新春ニコニコキャンペーンおよび特別紹介キャンペーンのほか、1日体験会を含めた間口を広げた集客の施策を実施する事により、当社の子供向け教育ノウハウの強みを訴求し、会員の獲得に努めてまいりました。

大人会員集客の施策では、国内特許を取得した自社開発の水中バイク「Jパドルバイク」に水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせたオリジナルの水中運動プログラム「バイポリン&ウォーク」について、当社事業所にて展開するほか、他社施設への販売拡大にも努めてまいりました。

水泳授業受託では、全国的な学校プール施設の老朽化や指導者不足により水泳授業の民間委託が増加するなか、当社の培ってきた専門的な水泳指導のノウハウを活かした小中学校への水泳授業受託を実施しました。今後も自治体からの入札要請やインストラクター派遣依頼に積極的に対応してまいります。

選手強化面では、2025年3月の第100回日本選手権水泳競技大会において、難波実夢選手（JSS）が200m自由形で3位、400m自由形で2位、800m自由形で5位、由良柁貴選手（JSS東京）が50m背泳ぎで優勝、100m背泳ぎで3位となりました。

日本テレビホールディングス株式会社との業務提携の状況につきましては、同社100%子会社である株式会社ティップネス（以下「ティップネス」）との協業について、両社のノウハウ・経営資源を持ち寄る事で、両社の企業価値向上に資する効果的なシナジーを更に強力に推進するため、以下の施策を進めてまいりました。

<ティップネスとの主な協業内容>

○「地域から水難事故を0（ゼロ）に！着衣水泳体験会」の開催

2005年より安全水泳に取り組んでおります当社のノウハウを活かし当社とティップネス社2社共同開催の形で、不慮の事故から命を守る対処法を身につける「着衣水泳体験会」を2024年5月19日にJSSスイミングスクールおゆみ野（千葉県緑区）で開催、6月30日にはJSSスイミングスクール立石（東京都葛飾区）で開催しました。

○「JSS&Tipnessジョイントマスターズ大会in東京アクアティクスセンター」の開催

2024年9月29日に3回目となる当社とティップネス社2社合同によるJSS&Tipnessジョイントマスターズ大会を東京五輪の競泳会場となった東京アクアティクスセンターで開催いたしました。

○オンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」の提供

ティップネスが持つオンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」を当社会員およびその家族向けに提供し、顧客満足度向上とコロナ禍における施設に頼らない収益確保策の一つとしました。

○JSSキッズファミリープラン

両社が近隣に商圈を持つ事業所において当社子供会員の家族が割引価格でティップネスの事業所を利用できる「JSSキッズファミリープラン」を設定し、顧客満足度向上につながるものとしました。

○協業会議および分科会の定期開催

当社とティップネスとの情報交換の機会として、協業会議および各業務、テーマに沿ったより細分的な会議体としての分科会を実施しております。

○その他

商材や備品の共同購入によるコスト削減や人事採用の情報交換等、両社の強みとスケールメリットを活かした様々な分野におけるシナジー効果を生み出す取り組みを協議し、実施するとともに、更なる施策の準備を進めてまいりました。

このような営業施策により、当連結会計年度末における当社グループの会員数は84,374人となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,381百万円、営業利益は252百万円、経常利益は253百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は192百万円となりました。

なお、当社はスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は54百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

- ・当連結会計年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

J S S 山本スイミングスクール	建 物	3 百万円
J S S いずみ中央スイミングスクール	構 築 物	4 百万円

- ・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に株式会社ワカヤマアスレティックスの株式取得資金として、金融機関より長期借入金として550百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年5月31日付で、株式会社ワカヤマアスレティックスの株式（議決権比率100.0%）を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 50 期 (当連結会計年度)
	2025年3月期
売 上 高	8,381
経 常 利 益	253
当 期 純 利 益	192
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	49円60銭
総 資 産	7,520
純 資 産	3,011

- (注) 1. 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。
 2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 47 期	第 48 期	第 49 期	第 50 期 (当事業年度)
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売 上 高	7,550	8,073	8,131	7,889
経 常 利 益	285	430	406	174
当 期 純 利 益	112	234	218	113
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	29円08銭	60円74銭	56円51銭	29円33銭
総 資 産	7,256	6,997	6,346	6,490
純 資 産	2,460	2,649	2,816	2,929

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ワカヤマアスレティックス	57百万円	100%	スイミングクラブ、フィットネスクラブ、スーパー銭湯の企画運営

(注) 2024年5月31日に株式会社ワカヤマアスレティックスの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社の中長期的な成長および企業価値・株主価値の最大化に向けて対処すべき課題は、以下のとおりです。

① M&A戦略の推進

当社の成長戦略としてM&A戦略を強化し、更なるエリア展開に注力する事で、地域に根差した青少年の健全育成やスポーツ振興を加速するとともに、事業拡大と収益性の確保を実現してまいります。

また、当社事業を含めた健康産業全般の中で、当社事業との親和性の高い新たな領域へ進出する等、積極的な事業展開を図る事で、更なる成長を図ります。

② 高齢化社会を見据えた大人プログラムの充実

高齢化社会に対応するため、当社の基盤事業である子供会員をメインとしたスイミングスクール事業に加え、シニア事業の拡大が課題であると認識しております。

その課題に対応すべく、当社開発の水中バイク「Jパドルバイク」に水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせたオリジナルの水中運動プログラム「バイポリン&ウォーク」を導入することでオリジナル性の高い水中運動プログラムを提供し、大人会員の集客にも注力してまいります。これらのプログラムは高齢者特有の関節痛の緩和、改善にも効果が期待でき、高齢者の健康増進、健康寿命の延伸にも役立てることで社会に貢献いたします。

③ オフィシャルサイトの充実による認知度向上およびブランディングの強化

習い事の多様化が進む中で、当社事業の認知拡大は急務と考えており、SEO対策やコンテンツマーケティング（オフィシャルサイト内にコラム掲載）などの施策により潜在顧客の掘り起こしを行います。

また、各事業所ウェブサイト内容の充実を図り、WEBによる認知拡大とブランディングの強化を推進します。

④ 人材の育成および確保

スイミングスクール業界の人材については業界全体として不足しており、今後の事業拡大に対して人員の育成および確保が課題となっております。

これらの課題について当社は求職者および従業員に対し、スイミングスクール運営企業で唯一の上場企業としての強みを活かした魅力ある労働環境の整備や教育環境の強化を図る事で質の高い人材の確保、指導力強化による競争優位性の確立、ワーク・ライフ・バランスの向上などを実現してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

- スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
- スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
- 学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
- 経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
- 旅行業
- 建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
- 不動産の賃貸に関する事業
- 企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
- 健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
- 市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 本社 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	J S S スイミングスクール清田	北海道	33	J S S 白子スイミングスクール	三重県
2	J S S 釧路スイミングスクール	北海道	34	J S S スイミングスクール松阪	三重県
3	J S S 登別スイミングスクール	北海道	35	J S S 山本スイミングスクール	大阪府
4	J S S 岩見沢スイミングスクール	北海道	36	J S S さやまスイミングスクール	大阪府
5	J S S 北上スイミングスクール	岩手県	37	J S S 深井スイミングスクール	大阪府
6	J S S 盛岡スイミングスクール	岩手県	38	J S S 柏原スイミングスクール	大阪府
7	J S S あおやまスイミングスクール	岩手県	39	J S S エビススイミングスクール	大阪府
8	J S S 仙台スイミングスクール	宮城県	40	J S S 東花園スイミングスクール	大阪府
9	J S S 南光台スイミングスクール	宮城県	41	J S S スイミングスクール松原	大阪府
10	J S S 秋田スイミングスクール	秋田県	42	J S S スイミングスクールいずみ中央	大阪府
11	J S S いわきスイミングスクール	福島県	43	J S S スイミングスクール瓢箪山 J S S フィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
12	J S S 宇都宮スイミングスクール	栃木県	44	J S S スイミングスクールりもね	大阪府
13	J S S 所沢スイミングスクール	埼玉県	45	J S S 水夢八尾山本	大阪府
14	J S S 入間スイミングスクール	埼玉県	46	J S S 尼宝スイミングスクール	兵庫県
15	J S S 毛呂山スイミングスクール	埼玉県	47	J S S 大久保スイミングスクール	兵庫県
16	J S S スイミングスクールおゆみ野	千葉県	48	J S S 姫路スイミングスクール	兵庫県
17	J S S 八王子スイミングスクール	東京都	49	J S S 宝塚スイミングスクール	兵庫県
18	J S S スイミングスクール若葉台	東京都	50	J S S 水夢北神戸	兵庫県
19	J S S スイミングスクール立石	東京都	51	J S S 津山スイミングスクール	岡山県
20	J S S スイミングスクール鶴見	神奈川県	52	J S S 広島スイミングスクール	広島県
21	J S S ジャンボスイミングスクール	新潟県	53	J S S 大州スイミングスクール	広島県
22	J S S ジャンボインドアテニススクール	新潟県	54	J S S 廿日市スイミングスクール	広島県
23	J S S スイミングスクール中野山	新潟県	55	J S S 米子スイミングスクール	鳥取県
24	J S S スイミングスクール富山	富山県	56	J S S 松江スイミングスクール	島根県
25	J S S スイミングスクール高岡	富山県	57	J S S スイミングスクール出雲	島根県
26	J S S インドアテニススクール富山	富山県	58	J S S センコーススイミングスクール	香川県
27	J S S スイミングスクール本郷	富山県	59	J S S スイミングスクール高知	高知県
28	J S S スイミングスクールとなみ	富山県	60	J S S 姪浜スイミングスクール	福岡県
29	J S S 多治見中央スイミングスクール	岐阜県	61	J S S スイミングスクールちくご	福岡県
30	J S S スイミングスクール中川	愛知県	62	J S S スイミングスクール伊都	福岡県
31	J S S 比良スイミングスクール	愛知県	63	J S S 浦添スイミングスクール	沖縄県
32	J S S スイミングスクール守山	愛知県	64	J S S スイミングスクール沖縄中央	沖縄県

③ 受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	J S S あゆみスイミングスクール札幌	北海道	12	J S S 茨木中央スイミングスクール	大阪府
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	13	J S S はびきのスイミングスクール	大阪府
3	J S S あいの里スイミングスクール	北海道	14	J S S ガボスイミングスクール	大阪府
4	ジャパンスイミングスクール大原	千葉県	15	J S S 住吉スイミングスクール	大阪府
5	J S S 八街スポーツクラブ	千葉県	16	J S S 高槻中央スイミングスクール	大阪府
6	J S S 長岡スイミングスクール	新潟県	17	J S S 富雄スイミングスクール	奈良県
7	J S S 金沢駅西スイミングスクール	石川県	18	J S S 三木スイミングスクール	兵庫県
8	J S S 金沢駅西スイミングスクール栗崎	石川県	19	J S S 北神戸スイミングスクール	兵庫県
9	J S S 磐田スイミングスクール	静岡県	20	J S S 川西スイミングスクール	兵庫県
10	福田屋内スポーツセンター 磐田温水プール	静岡県	21	J S S 具志川スイミングスクール	沖縄県
11	一宮スイミングスクール	愛知県			

④ 子会社：株式会社ワカヤマアスレティックス

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	パルポート太田	和歌山県	4	きらくゆ和歌山店	和歌山県
2	パルポート紀の川	和歌山県	5	ワカヤマアスレティックス 本社	和歌山県
3	パルポートワカヤマ	和歌山県			

(7) 企業集団の使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
498名	—

- (注) 1. 使用人数には、当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数には、エリア正社員20名、契約社員32名を含んでおります。
3. 使用人数以外にアルバイト407名を雇用しております。
なお、アルバイトの人数は、最近1年間の平均人数であり、社員の月間所定労働時間で換算して
おります。
4. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載して
おりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
476名	7名減	40.0歳	14.7年

- (注) 1. 使用人数には、当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数には、エリア正社員20名、契約社員32名を含んでおります。
3. 使用人数以外にアルバイト369名を雇用しております。
なお、アルバイトの人数は、最近1年間の平均人数であり、社員の月間所定労働時間で換算して
おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	1,022百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	322百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 金 庫	307百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	245百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	136百万円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	116百万円
株 式 会 社 南 都 銀 行	110百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	102百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	97百万円
株 式 会 社 き の く に 信 用 金 庫	14百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,026,056株
 (3) 株主数 2,245名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
日本テレビホールディングス株式会社	1,000,000	24.84
江崎グリコ株式会社	371,056	9.22
関 健 二	171,400	4.26
上田八木短資株式会社	134,900	3.35
浜 本 憲 至	109,000	2.71
奥 村 征 照	100,000	2.48
柿 沼 佑 一	100,000	2.48
藤 木 孝 夫	94,000	2.34
内 藤 征 吾	88,400	2.20
J S S 従業員持株会	68,800	1.71

（注）持株比率は、自己株式403株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤木孝夫	
取締役会長	奥村征照	
常務取締役	古谷政徳	事業本部長・営業推進本部管掌
常務取締役	濱治雅弘	管理本部長
取締役	宮本倍幸	営業推進本部長
取締役	藤木航	店舗開発管理本部長
取 （監査等委員） 取 （監査等委員） 取 （監査等委員） 取 （監査等委員）	山脇幹雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
	浅野省三	弁護士 つながり総合法律事務所代表
	安達徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表
	奥田智子	弁護士 いぶき法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏、安達徹氏および奥田智子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施していたため、必ずしも常勤者の選定を必要としていないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏、安達徹氏及び奥田智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
久山志朗	2024年6月27日	任期満了	取締役常勤監査等委員
渡邊正樹	2024年8月31日	辞任	取締役事業本部長

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、各役員の報酬を、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定するものとする。報酬体系については、金銭の固定報酬としての基本報酬のみを支払うものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭の固定報酬のみであるため、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を定めておりません。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会において取締役基本報酬の総額を決議し、個人配分は代表取締役社長に一任するものとする。その権限の内容は、取締役会で承認された基本報酬の総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬額を決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議により決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （一名）	115百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （4名）	8百万円 （6百万円）
合 計 （うち社外役員）	12名 （4名）	124百万円 （6百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役年額1億円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤木孝夫氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて決定しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）安達徹氏は、安達徹税理士事務所の代表であります。当社と安達徹税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）奥田智子氏は、いぶき法律事務所所属の弁護士であります。当社といぶき法律事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	山 脇 幹 雄	<p>長年にわたる国税庁での業務および税理士業務を通じて培った豊富な経験、深い見識を有し、当社の理論にとらわれない、客観的視点による監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、取締役会において税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。</p>
取締役 (監査等委員)	浅 野 省 三	<p>法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、また、監査等委員会13回のうち11回に出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。</p> <p>また、監査等委員会において、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。</p>
取締役 (監査等委員)	安 達 徹	<p>長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回全てに出席し、取締役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。</p>
取締役 (監査等委員)	奥 田 智 子	<p>法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしております。2024年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席し、取締役会において弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。また、監査等委員会において、法的規則ならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。</p>

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第41条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築します。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。
- ② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針を作成し、コンプライアンス体制を強化します。
- ③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査等委員が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。
- ② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。
- ② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を監査等委員会および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。

また、他の業務に優先して監査等委員会の補助業務を行うこととして、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査等委員会に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。

また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。
- ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

当連結会計年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社グループでは、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「内部統制の有効評価」を行っております。当連結会計年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されていません。

(2) コンプライアンス

法令順守体制の点検・強化を推進するため、法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、監査等委員会、内部監査室および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けています。

(3) リスク管理

当社グループでは、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社グループは、社外取締役を選任して原則月に1回開催される取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しています。

(5) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会への出席ならびに経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っています。

また、監査等委員は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営理念「水を通じて健康づくりに貢献する」を永続的に発展させ、地域社会へ貢献するべく必要な安定した収益と適切な自己資本を確保するとともに、当社株式への投資魅力を高めるための配当の実施を行うことを基本方針とします。

剰余金の配当につきましては、配当性向を勘案しつつ、財政状況を総合的に検討し特に株主資本配当率（DOE）を意識しながら、長期安定的な累進配当を実施してまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,450,310	流 動 負 債	1,999,532
現金及び預金	1,067,040	支払手形及び買掛金	139,909
受取手形	4,033	1年内返済予定の長期借入金	563,554
売掛金	105,376	リース債務	12,426
商物品	133,671	未払金	253,545
前払費用	111,512	未払費用	290,637
その他	30,252	未払法人税等	15,622
貸倒引当金	△1,577	賞与引当金	100,995
固 定 資 産	6,070,488	前受金	521,409
有形固定資産	4,921,905	その他	101,433
建物及び構築物	3,005,343	固 定 負 債	2,510,130
工具、器具及び備品	8,899	長期借入金	1,911,736
土地	1,866,691	リース債務	24,765
リース資産	33,840	繰延税金負債	42,363
建設仮勘定	2,750	退職給付に係る負債	53,764
その他	4,380	資産除去債務	444,668
無形固定資産	81,616	その他	32,831
ソフトウェア	46,839	負 債 合 計	4,509,662
電話加入権	8,436	純 資 産 の 部	
のれん	25,578	科 目	金 額
その他	761	株 主 資 本	3,008,355
投資その他の資産	1,066,967	資本金	330,729
投資有価証券	27,055	資本剰余金	125,665
繰延税金資産	140,841	利益剰余金	2,597,530
敷金及び保証金	740,228	自己株式	△45,569
その他	175,691	その他の包括利益累計額	2,781
貸倒引当金	△16,850	その他有価証券評価差額金	2,781
資 産 合 計	7,520,798	純 資 産 合 計	3,011,136
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,520,798

連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		8,381,933
売 上 原 価		7,141,146
売 上 総 利 益		1,240,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		988,596
営 業 利 益		252,190
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	679	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,711	
電 力 販 売 収 益	3,794	
助 成 金 収 入	3,258	
受 取 保 険 金	4,270	
受 取 事 務 手 数 料	2,473	
そ の 他 営 業 外 収 益	9,683	26,871
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,279	
関 係 会 社 負 担 金	7,264	
そ の 他 営 業 外 費 用	2,355	25,899
経 常 利 益		253,161
特 別 損 失		
特 定 資 産 除 却 損	501	501
税 引 前 当 期 純 利 益		252,660
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	51,426	
法 人 税 等 調 整 額	8,628	60,055
当 期 純 利 益		192,605
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		192,605

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2024年4月1日 ）
（ 至 2025年3月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	330,729	125,665	2,460,547	△100,171	2,816,770
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△55,622		△55,622
親会社株主に帰属する 当期純利益			192,605		192,605
自己株式の取得				△101,650	△101,650
自己株式の処分				156,252	156,252
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	136,982	54,602	191,584
当連結会計年度末残高	330,729	125,665	2,597,530	△45,569	3,008,355

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	－	－	2,816,770
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△55,622
親会社株主に帰属する 当期純利益			192,605
自己株式の取得			△101,650
自己株式の処分			156,252
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	2,781	2,781	2,781
当連結会計年度変動額合計	2,781	2,781	194,365
当連結会計年度末残高	2,781	2,781	3,011,136

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 株式会社ワカヤマアスレティックス

当連結会計年度より、2024年5月31日に株式会社ワカヤマアスレティックスを株式取得により子会社化し、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社は存在しないため、持分法は適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～49年

ロ 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

のれん 8年

- ハ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ 長期前払費用
定額法を採用しております。
- ③引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当連結事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ④収益及び費用の計上基準
当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2020年3月31日）を適用しています。
- イ 直営事業収入
直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。
- ロ 受託事業収入
受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託料率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。
- ハ 企画課外売上収入
企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。
- ⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債
当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため2005年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに關する支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を退職給付に係る負債に計上しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。また、連結子会社では当連結会計年度末における自己都合退職に伴う要支給額を退職給付に係る負債として計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産の期末帳簿価額	5,003,521千円
減損損失	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①見積りの算出方法

当社グループは、事業所の減損の兆候を把握するに当たり、資産のグルーピングを事業所単位で行っており、各事業所の営業損益が2期連続でマイナスとなる場合及び固定資産の時価が著しく下落した場合等において、減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の測定については、当該資産グループについて、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することにしております。

当連結会計年度において、減損の兆候があると判断し、減損損失の要否について検討を行った16拠点の事業所については、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合計額及び使用価値の算定については、各事業所の営業継続期間の予測を当該事業所の主要な資産の残存減価償却期間等としております。この使用価値の算定には、過去の各事業所の営業損益を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた過去の実績に基づく今後の会員の入会動向、加重平均資本コストによる割引率等複数の仮定に基づいており、見積りの不確実性を伴うものであります。

なお、新規出店事業所の減損の兆候を把握する際は、初期費用の影響等から初年度は通常営業損失になるため出店後一定の猶予期間を設定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

翌連結会計年度以降の収益予測及び営業損益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

(資産除去債務)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産除去債務	444,668

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、賃貸契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、見積り計算を行っております。

②主要な仮定

上記のとおり、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローについて、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、賃貸契約開始時の原状回復工事見積金額等で見積り計算を行う等、一定の仮定を設定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた工事金額が見積り金額と異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	672,808千円
土地	1,537,640千円
計	2,210,448千円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定の長期借入金	465,554千円
長期借入金	1,369,763千円
計	1,835,317千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,615,389千円

(3) 保証債務

次の会社の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

(連結子会社)

株式会社ワカヤマアスレティックス	116,823千円
------------------	-----------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 4,026,056株

(2) 剰余金の配当に関する事項

I. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	28,040	7.25	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	27,582	7.50	2024年9月30日	2024年12月9日

II. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	40,256	利益 剰余金	10.00	2025年3月31日	2025年6月30日

5. 金融商品に関する注記

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を

図っております。

・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・営業債務である支払手形、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正值に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない株式等は、取得原価をもって算定した貸借対照表価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額2,100千円)は、「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	24,955	24,955	—
長期貸付金(短期貸付金を含む)	19,235		
貸倒引当金(長期貸付金に対応するもの)	△16,850		
差引	2,385	2,746	361
敷金及び保証金	740,228	703,307	△36,920
資産計	767,569	731,010	△36,559
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,475,290	2,467,236	△8,053
負債計	2,475,290	2,467,236	△8,053

(※) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、未払金、未払費用については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

Ⅲ. 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	24,955	—	—	24,955
資産計	24,955	—	—	24,955

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金	—	2,746	—	2,746
敷金及び保証金	—	703,307	—	703,307
資産計	—	706,054	—	706,054
長期借入金（1年内 返済予定の長期借入金 を含む）	—	2,467,236	—	2,467,236
負債計	—	2,467,236	—	2,467,236

(注) 時価の算定を用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,921千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
142,385	125,907

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	直営事業 収入 (千円)	受託事業 収入 (千円)	企画課外 売上収入 (千円)	商品売上 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
一時点で移転される財	199,894	—	27,134	585,664	1,071	813,765
一定期間にわたり移転される財	6,338,431	764,069	438,444	—	—	7,540,945
顧客との契約から生じる収益	6,538,326	764,069	465,579	585,664	1,071	8,354,711
その他の収益	—	—	—	—	27,222	27,222
外部顧客への売上高	6,538,326	764,069	465,579	585,664	28,294	8,381,933

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①直営事業収入

直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。

②受託事業収入

受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託料率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。

③企画課外売上収入

企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。

④商品売上

商品売上は、主にスイミングスクール各事業所における水泳用品や食料品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を会員等に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に受領しております。

⑤その他

その他は、主に契約における水泳指導業務委託料、テナントからの不動産賃貸収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に受領しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債 前受金	506,451千円	521,409千円

契約負債は、主に、スイミングスクール規約における会員からの前受金であり、対価については、履行義務が充足される前月に受領しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

- (4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 747円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 49円60銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

I. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して3年から34年と見積り、その期間に応じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	274,005千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	5,223千円
企業結合に伴う増加額	222,611千円
資産除去債務の履行による減少額	△57,170千円
期末残高	444,668千円

(注) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、当連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

II. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社は、2024年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2024年5月31日付で株式会社ワカヤマアスレティックス（本社：和歌山県和歌山市 以下、ワカヤマアスレティックスと表記）の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ワカヤマアスレティックス
事業の内容 スイミングクラブ、フィットネスクラブの企画運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は「水を通じて健康づくりに貢献する」という経営理念に基づき、スイミングスクールの運営を中心とした経営を行っております。スクール会員の構成は子供会員が89.1%、大人会員が10.9%（2024年3月31日現在）となっております。

そこで、これらのことを見据え、子供会員に関しましてはスクールの全ての活動を教育事業の一環と捉え、装置産業化したフィットネスクラブとは異なる成長を目指しております。また、大人会員に関しましては水の物理的特性を生かした水中マシンの開発と水中マシンプログラムの制作を進め、水中運動をより楽しく、効果の高いものにするにより、健康促進を訴求し、シニア会員の拡大を図りたいと考えております。

スイミングスクール業界を俯瞰すると、業界全体の傾向として新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に会員数が減少し、現在は回復途上にあるものの、営業活動の効率化を軸に事業収益性の確保に向けて各事業者が様々な取組を進めています。

当社とワカヤマアスレティックスはスイミングスクール事業において競合関係にありますが、地域に根差した青少年の健全育成やスポーツ振興の理念は共通しており、厳しい経営環境の中、両社の経営努力によって、地域に根付いたスイミングスクール事業の発展を目指し、両社で協議する中で、ワカヤマアスレティックスにてスイミングスクール及びフィットネスクラブ事業の全部譲渡が検討されました。

足元では物価上昇を契機とした家計の不透明性は依然として高い状況ではございますが、ワカヤマアスレテ

ィックスの全部事業を譲り受けることにより、当社の長年のスイミングスクール事業のノウハウを活かし、営業活動の効率化を図ることにより、地域に根差した青少年の健全育成やスポーツ振興を伴うスイミングスクール及びフィットネスクラブ事業の加速的な成長が期待されるため、今回の株式取得（子会社化）に至りました。

また、当社はワカヤマアスレィックスが主として展開する和歌山県エリアには既存事業所は有しておらず、本譲受によって新たなエリア展開が可能となります。

今後、当社は今回の基本合意を契機に、成長戦略としてのM&A戦略を強化し、既存事業所以外の更なるエリア展開に注力してまいります。

(3) 企業結合日

2024年5月31日（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したためであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	549,953千円
取得原価		549,953千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 4,800千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 28,224千円

なお、のれん金額は、当中間連結会計期間末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に計算された金額でありましたが、当連結会計年度末までに確定しております。確定に伴いのれん金額は63,493千円減少しており、これは資産除去債務の減少68,104千円によるものであります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	704,237千円
固定資産	881,591千円
資産合計	1,585,829千円
流動負債	282,236千円
固定負債	849,967千円
負債合計	1,132,204千円

7. 当該企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額及び当該概算額の算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	768,601	流 動 負 債	1,820,954
現金及び預金	400,107	支払手形	96,316
受取手形	4,033	買掛金	41,897
売掛金	105,376	1年内返済予定の長期借入金	465,554
商前払費用	131,723	リース債務	7,328
その他の金	101,255	未払金	211,441
貸倒引当金	27,653	未払費用	289,803
	△1,549	未払法人税等	15,290
固 定 資 産	5,721,525	未払消費税等	40,376
有形固定資産	4,156,610	前受金	496,992
建物	2,516,560	預り金	31,488
構築物	69,773	賞与引当金	97,791
車両運搬具	0	その他の	26,673
工具器具備品	7,984	固 定 負 債	1,739,553
土地	1,537,640	長期借入金	1,369,763
リース資産	21,903	リース債務	16,732
建設仮勘定	2,750	退職給付引当金	43,775
無形固定資産	53,930	資産除去債務	276,451
ソフトウェア	44,732	その他の	32,831
電話加入権	8,436	負 債 合 計	3,560,507
その他の	761	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,510,983	科 目	金 額
投資有価証券	2,100	株 主 資 本	2,929,619
出資	13	資本金	330,729
関係会社株式	554,753	資本剰余金	125,665
長期貸付金	16,838	資本準備金	34,035
長期前払費用	142,759	その他資本剰余金	91,630
繰延税金資産	140,841	利 益 剰 余 金	2,518,794
敷金及び保証金	664,795	利益準備金	50,192
その他の	5,732	その他利益剰余金	2,468,602
貸倒引当金	△16,850	繰越利益剰余金	2,468,602
資 産 合 計	6,490,126	自 己 株 式	△45,569
		純 資 産 合 計	2,929,619
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,490,126

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,889,463
売 上 原 価	6,733,342
売 上 総 利 益	1,156,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	986,031
営 業 利 益	170,089
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	447
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,711
助 成 金 収 入	3,258
受 取 保 険 金	4,270
受 取 事 務 手 数 料	2,473
そ の 他 営 業 外 収 益	3,985
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,517
そ の 他 営 業 外 費 用	2,347
経 常 利 益	174,370
特 別 損 失	
特 定 資 産 除 却 損	501
税 引 前 当 期 純 利 益	173,868
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	51,177
法 人 税 等 調 整 額	8,822
当 期 純 利 益	113,868

株主資本等変動計算書

（ 自 2024年4月1日 ）
（ 至 2025年3月31日 ）

（単位：千円）

項 目	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	44,629	2,415,918	2,460,547	△100,171	2,816,770	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△55,622	△55,622		△55,622	
利 益 準 備 金 の 積 立					5,562	△5,562	—		—	
当 期 純 利 益						113,868	113,868		113,868	
自 己 株 式 の 取 得								△101,650	△101,650	
自 己 株 式 の 処 分								156,252	156,252	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	5,562	52,683	58,246	54,602	112,848	
当 期 末 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	50,192	2,468,602	2,518,794	△45,569	2,929,619	

項 目	純 資 産 計
当 期 首 残 高	2,816,770
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△55,622
利 益 準 備 金 の 積 立	—
当 期 純 利 益	113,868
自 己 株 式 の 取 得	△101,650
自 己 株 式 の 処 分	156,252
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	
当 期 変 動 額 合 計	112,848
当 期 末 残 高	2,929,619

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～34年

構築物 10年～30年

工具、器具及び備品 3年～12年

②無形固定資産

定額法

ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため2005年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに關する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2020年3月31日）を適用しています。

①直営事業収入

直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。

②受託事業収入

受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託料率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。

③企画課外売上収入

企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産の期末帳簿価額	4,210,541千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (固定資産の減損損失) (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に記載した情報と同一であります。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (3)翌連結会計年度の財務諸表に与える影響に記載した情報と同一であります。

(資産除去債務)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務	276,451千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に記載した情報と同一であります。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (3)翌連結会計年度の財務諸表に与える影響に記載した情報と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	672,808千円
土地	1,537,640千円
計	2,210,448千円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定の長期借入金	465,554千円
長期借入金	1,369,763千円
計	1,835,317千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,543,461千円

(3) 保証債務

次の会社の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

(連結子会社)

株式会社ワカヤマアスレティックス 116,823千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 166千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 Δ 3,337千円

なお、金額は洗替法によっております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 1,500千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

普通株式 403株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,776千円
退職給付引当金	13,776千円
賞与引当金	29,904千円
未払法定福利費	4,814千円
商品評価損	3,331千円
ゴルフ会員権評価損	1,988千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	129,145千円
減損損失（土地・電話加入権）	55,931千円
未払事業税	6,945千円
未払事業所税	4,809千円
資産除去債務	86,999千円
その他	<u>1,951千円</u>
繰延税金資産小計	345,374千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△144,919千円
評価性引当額小計	<u>△144,919千円</u>
繰延税金資産合計	<u>200,454千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務	<u>△59,613千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△59,613千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>140,841千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
住民税均等割	7.8%
評価性引当額の増減	0.5%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	1.9%
その他	△7.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱ワカヤマアスレティクス	直接100%	役員の兼任	債務保証	116,823	—	—

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	727円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	29円33銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

I. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して3年から34年と見積り、その期間に応じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	274,005千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	2,716千円
資産除去債務の履行による減少額	270千円
期末残高	276,451千円

(注)当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、当連結会計年度の数値については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

II. 企業結合に関する注記

(子会社株式の取得)

連結注記表に記載されている「10. その他の注記 II. 企業結合に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本民子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	立石祐之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイエスエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋	本	民	子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	立	石	祐	之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社ジェイエスエス 監査等委員会

監 査 等 委 員 山 脇 幹 雄 ⑧

監 査 等 委 員 浅 野 省 三 ⑧

監 査 等 委 員 安 達 徹 ⑧

監 査 等 委 員 奥 田 智 子 ⑧

(注) 監査等委員 山脇幹雄、浅野省三、安達徹及び奥田智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金1株当たり7円50銭を含めた年間配当金は、1株当たり17円50銭となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の総額は40,256,530円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	藤木孝夫 (1953年6月4日生)	1978年11月 当社入社 1999年7月 執行役員西部事業部長就任 2001年2月 役員待遇事業部長 2001年6月 取締役事業部長就任 2002年1月 代表取締役社長就任(現任)	94,000株
	<p>【選任理由】 藤木孝夫氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めております。当社事業全般における豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</p>		
2	奥村征照 (1941年6月13日生)	1979年4月 当社入社取締役就任 1985年8月 代表取締役社長就任 1999年6月 代表取締役会長就任 2008年6月 取締役会長就任(現任)	100,000株
	<p>【選任理由】 奥村征照氏は、当社入社以来、当社の経営に携わり、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	濱 治 雅 弘 <small>はま じ まさ ひろ</small> (1961年11月4日生)	1981年1月 当社入社 2015年4月 西日本事業部 関西地区担当次長 2018年4月 管理本部 総務・人事担当部長 2019年10月 管理本部副本部長 2020年4月 管理本部本部長 2020年6月 取締役管理本部長就任 2024年4月 常務取締役管理本部長就任 (現任)	1,300株
【選任理由】 濱治雅弘氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では管理部門を統括する立場にあります。当社スイミングスクール事業の豊富な業務経験と実績を活かし、管理部門を率いていることから、引き続き取締役候補者となりました。			
4	藤 木 航 <small>ふじ き わたる</small> (1980年8月8日生)	2003年5月 当社入社 2018年4月 事業本部営業部店舗開発担当次長 2022年4月 事業本部店舗開発営繕部部长 2024年4月 店舗開発管理本部本部長 2024年6月 取締役店舗開発管理本部長就任 2025年5月 常務取締役事業本部・営業推進本部管掌 (現任)	6,900株
【選任理由】 藤木航氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では店舗開発部門全般の運営を指揮する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、事業部門および営業推進部門を率いていることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	み や も と ま す ゆ き 宮 本 倍 幸 (1962年9月5日生)	2007年4月 株式会社ティップネス入社営業本部付 2007年6月 同社スクール事業部長 2008年9月 同社営業第6部部长 2009年8月 同社首営2部部长 2011年4月 同社営業第2部部长 2012年3月 同社営業第2部執行役員部長 2016年6月 同社取締役執行役員 2023年6月 当社取締役営業戦略室長就任 2024年4月 取締役営業推進本部長就任 (現任)	— 株
【選任理由】 宮本倍幸氏は、2023年6月の取締役就任以来、同氏が当社の筆頭株主である日本テレビホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社ティップネスで培った豊富な知識や幅広い見識を活かし、現在は営業推進部門を統括する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、営業推進部門を率いていることから、引き続き取締役候補者となりました。			

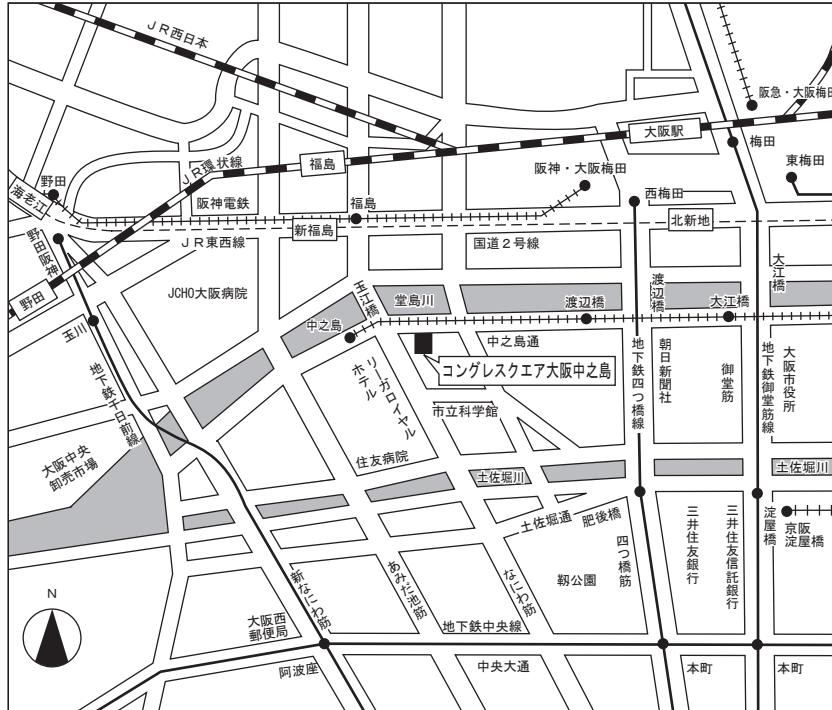
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりです。各取締役候補者の再任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市北区中之島四丁目3番51号
Nakanoshima Cross R&D センター 1F
コングレスクエア大阪中之島
Square323

(前回と開催場所が異なりますのでご注意ください。)



- 京阪電車／中之島線 渡辺橋駅下車2番出口より南西へ徒歩約5分
- 大阪メトロ／四つ橋線 肥後橋駅下車4番出口より西へ徒歩約10分
- 御堂筋線 淀屋橋駅下車7番出口より西へ徒歩約15分
- JR大阪環状線／福島駅下車 徒歩約10分
- JR東西線／新福島駅下車2番出口より南へ徒歩約10分
- 阪神電鉄／阪神本線 福島駅下車 南へ徒歩約10分
- 大阪テイクス／JR大阪駅前から53号・75号系統田蓑橋下車 南西へ徒歩約2分